

京 都 大 学 受 託 研 究 取 扱 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p> <p>(前 略) (受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部（原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部（原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部並びに<u>高大接続・入試センター</u>にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)</p> <p>(前 略) (受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部（原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部（原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部並びに<u>高大接続・入試センター</u>にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部）の長（以下「事務部の長」という。）に報告するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学学術指導取扱規程 (平成26年達示第34号)</p> <p>(前 略) (実施決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部（原子炉実験所、霊長</p>	<p style="text-align: center;">京都大学学術指導取扱規程 (平成26年達示第34号)</p> <p>(実施決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部（原子炉実験所、霊長</p>

類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部にあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部) の長 (以下「事務部の長」という。) に報告するものとする。

(後 略)

類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部) の長 (以下「事務部の長」という。) に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。